

(3) 規程類の後日提出について（※「資金分配団体の公募」通常枠、「活動支援団体の公募」が該当）

申請団体は、資金分配団体又は活動支援団体としての助成を申請するに際し、規程類必須項目確認書で「内定後1週間以内に提出」を選択した必須項目については、やむを得ない理由により提出できないため、内定後1週間以内に提出することを誓約します。